

子どもたちのための緊急決議

～すべての子どもの健やかな育ちを目指して～

少子高齢化が進展する中、我が国が将来にわたり活力を維持し、成長し、人々の暮らしの質を高めていくためには、国と地方が連携して、少子化という構造的問題に真正面から取り組み、若い世代が安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる社会を構築しなければならない。

我々都市自治体は、子どもたちに一番近い立場で、子どもたちの視点に立ち、すべての子どもの健やかな育ちを目指して、日夜、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進している。

国は、都市自治体にとって、子どもたちのための子ども・子育て支援施策の充実強化が喫緊の課題となっていることを踏まえ、根幹となる全国共通の基盤を整備するとともに、都市自治体が地域の実情に応じた施策を実施できるよう、以下の事項を実現されたい。

1 消費税・地方消費税 10%への引上げによる必要な財源の確実な確保を

国は、子ども・子育て支援施策を着実に展開できるよう、消費税・地方消費税 10%への引上げを確実にを行うこと。それまでの間においても、施策の推進に支障を来すことがないように、所要の財源を確実に確保すること。

2 幼児教育・保育の無償化等の具体化に向け、地方との十分な協議と地方財源の確保を

幼児教育・保育の無償化等の「新たな政策パッケージ」の具体化に当たっては、現場を預かる都市自治体と十分に協議をし、必要な地方財源を確保すること。また、待機児童の解消に向けて、保育人材の確保に係る支援や保育士の更なる処遇改善を図るとともに、放課後児童健全育成事業を地域の実情に即して実施できるよう、「従うべき基準」を「廃止」または「参酌基準」化すること。

あわせて、保育施設等の建て替えや施設整備等に必要な財政措置を講じること。

3 子ども医療費に係る全国一律の保障制度の創設及び国保の減額調整措置の全面廃止を

我が国の将来を担う子どもたちのため、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。また、子どもの医療費助成に係る国保の減額調整措置については、全面的に廃止すること。

4 子どもの貧困対策の強化を

ひとり親家庭や多子世帯への支援策の強化、給付型奨学金の拡充等による教育費負担の軽減、進学支援の拡充等、子どもの貧困対策及び自立支援を更に総合的に推進し、必要な財政措置を講じること。

5 児童虐待防止対策及び支援施策を強化するための一層の支援措置を

児童虐待防止対策及び支援施策を強化するため、職員の研修体制の整備、専門職配置のための財政措置の拡充、児童相談所設置に当たっての適切な支援措置等、総合的に対策を拡充すること。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会